

## 第1回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和6年6月12日（水）午後2時から午後2時45分まで

開催場所 門真中町ビル 2階 会議室E

議題 (1) 会議の公開・非公開について  
(2) 条例改正について  
(3) 地域包括支援センター活動計画について  
(4) 今後のスケジュールについて

出席者 学識経験者  
岡田 進一

保健・医療団体を代表する者  
外山 学  
磯和 均  
黒岩 勉

福祉団体を代表する者  
永井 宏靖  
藤江 冬人  
樋口 智一

介護保険の被保険者を代表する者  
東 正子

欠席者  
谷掛 千里  
森田 隆之  
増田 悦子

市及び事務局出席者 下治副市長  
吉井保健福祉部長  
高田保健福祉部次長  
田代高齢福祉課長  
西本高齢福祉課課長補佐

樋上高齢福祉課主任  
中谷高齢福祉課係員  
市瀬高齢福祉課係員  
八木高齢福祉課係員

## 議事録

### 事務局：

定刻になりましたので、ただいまより令和6年度 第1回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。私は、本日司会をさせていただきます、高齢福祉課長の田代と申します。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進行をさせていただきます。

この度、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本運営協議会委員の就任を快くお引き受けいただき、また、本日はご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、明瞭にご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいておりますでしょうか。

### 事務局：

本日の資料は、「第1回会議の次第」「資料1 門真市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」、「資料2 門真市地域包括支援センター運営協議会の会議公開要領」、「資料3 門真市地域包括支援センター運営協議会の会議傍聴要領」、「資料4 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」、「資料5-1 門真市地域包括支援センター運営基本方針」、「資料5-2 地域包括支援センター活動方針」、「資料5-3 相談内容相談別集計表」、「資料5-4 地域包括支援センター活動計画書」、「資料6 門真市地域包括支援センター運営協議会スケジュール」です。

また、本日机上に配付させていただきました資料としまして、「資料1 門真市地域包括支援センター運営協議会委員名簿の差し替え分」、「資料5-2 地域包括支援センター活動方針の差し替え分」、「資料5-3 相談内容相談別集計表の差し替え分」、以上となっております。不足等はございませんでしょうか。

## 事務局：

本日は、委員11名中8名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、下治副市長よりご挨拶申し上げます。

## 下治副市長：

副市長の下治でございます。本来でありましたら、市長の宮本がまいりまして、ご挨拶申し上げるべきところではございますが、他の公務のため、出席することができませんでしたので、私よりご挨拶申し上げます。

第1回門真市地域包括支援センター運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、平素より市政の各般、とりわけ高齢者福祉の推進に対しましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、75歳以上の人口の増加をはじめ、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、また、認知症の方の増加等により、介護サービス費用の増大が見込まれており、介護保険制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるため、介護予防の推進体制の確立が課題となっております。

令和6年3月に策定した「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましては、本計画の将来像である「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」のまちづくりに向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れめなく提供できる「地域包括ケアシステム」をより一層推進し、高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを目標にしております。

そのような中、地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の推進を担う中核機関として、保健医療の向上並びに福祉の増進を包括的に支援する役割が求められており、本運営協議会におきましては、センター業務運営の基本方針等について、検討を進めていくとともに、センターが作成する事業計画書の適切性の審議、並びに事業実施内容の点検・評価等をしていただくことにより、適正で公正・中立な運営の確保に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、ご審議いただく内容が多岐にわたりますが、センター業務の円滑で効果的な実施に向け、忌憚のないご意見と慎重なご審議をお願い申し上げます。私からのご挨拶といたします。

**事務局：**

次に、次第2「委員等の紹介」でございます。

私から見まして右手奥から順にご紹介させていただきます。

学識経験者として、大阪公立大学大学院 生活科学研究科 教授の岡田 進一 委員でございます。

そのお隣、保健・医療団体代表として、一般社団法人 門真市医師会 顧問の外山 学 委員でございます。

そのお隣、保健・医療団体代表として、一般社団法人 門真市歯科医師会 会長の磯和 均 委員でございます。

そのお隣、保健・医療団体代表として、門真市薬剤師会 理事の黒岩 勉 委員でございます。

次に、左手奥から、福祉団体代表として、門真市介護保険サービス事業者連絡会 居宅介護支援分科会 副代表の永井 宏靖 委員でございます。

そのお隣、福祉団体代表として、社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 次長の藤江 冬人 委員でございます。

そのお隣、福祉団体代表として、公益社団法人 門真市シルバー人材センター 事務局長の樋口 智一 委員でございます。

そのお隣、公募による「65歳以上の介護保険の被保険者代表」として、東 正子 委員でございます。

委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なお、大阪府守口保健所 所長の谷掛 千里 委員、門真市民生委員児童委員協議会 副会長の森田 隆之 委員、公募による「40歳～64歳の介護保険の被保険者代表」として、増田 悦子 委員は、事前に欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

まず、保健福祉部長の吉井でございます。

次に、保健福祉部次長の高田でございます。

次に、高齢福祉課課長補佐の西本でございます。

次に、高齢福祉課主任の樋上でございます。

次に、高齢福祉課の中谷でございます。

次に、高齢福祉課の市瀬でございます。

次に、高齢福祉課の八木でございます。

改めまして、私は、高齢福祉課長の田代でございます。よろしく申し上げます。

**事務局：**

それでは、次第3の「会長及び副会長の選任について」に移ります。

運営協議会の会長及び副会長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、委員の互選により各1名を定めることとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

**藤江委員：**

僭越ではございますが、私より、会長・副会長の選任について御提案をさせていただきます。

令和4年度より、会長及び副会長を務めておられ、門真市地域包括支援センターの設置から委託事業者の選定までに携わられました、会長には、岡田委員を、副会長には、外山委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

異議なし、との声あり

**事務局：**

ありがとうございます。それでは会長に岡田委員、副会長に外山委員で決定いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

岡田会長、外山副会長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

**岡田会長：**

会長を仰せつかりました、岡田でございます。委員の皆様におかれましては、本日を含め、3回にわたり、門真市地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、事業計画の評価、運営状況の点検・評価、運営方針等をご協議いただく事になりますが、とやま副会長とともに重責を果たしてまいりたいと存じます。

委員の皆様とともに、円滑に会議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、就任に際しましてのご挨拶といたします。

**事務局：**

ありがとうございました。

それでは、次第4の「諮問」に入らせていただきます。

下治副市長より、岡田会長へ諮問をいたします。

**下治副市長：**

門真市地域包括支援センター運営協議会 会長 岡田 進一 様  
門真市地域包括支援センターの運営について（諮問）  
地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な  
事項について、貴運営協議会の意見を求めます。  
門真市長 宮本 一孝  
よろしく願いいたします。

**事務局：**

ありがとうございました。  
なお、下治副市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、他の公務も  
ございますので、ここで退室をさせていただきます。

**下治副市長：**

よろしく願いいたします。

**事務局：**

それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の  
規定によりまして、岡田会長に議長をお願いいたします。

**岡田会長：**

それでは、これ以降の進行につきましては、私が着座にて進めさせていただ  
きたいと存じます。

それではまず、次第5の議題（1）会議の公開・非公開につきまして、事務  
局より説明をお願いいたします。

**事務局：**

はい、「会議の公開・非公開について」ご説明いたします。

本運営協議会の会議の公開・非公開につきましては、令和5年2月9日に開催  
しました運営協議会において、会議の審議状況を明らかにすることにより、透明  
性を確保し、公正な会議の運営を図るため「原則公開とし、地域包括支援センタ  
ーの事業評価等に関する協議につきましては、公正・中立性を確保する必要があ  
るため非公開」と決定されました。

具体的な公開方法につきましては、資料2及び3をご覧ください。

会議の日程等を市HPなどでお伝えし、当日先着順で受付をし、会場内の傍聴  
席で傍聴していただきます。

また、会議の途中で会議を非公開とする必要が生じた際は、傍聴者には会長よ

り理由を説明の上、退席を求めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

本日は現時点で傍聴希望者はおりませんので、ご報告させていただきます。  
以上でございます。

**岡田会長：**

ただいま、事務局より、本運営協議会の公開・非公開について説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

**岡田会長：**

それでは、ないようですので議題（２）の「条例改正について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局：**

それでは、議題（２）条例改正について、ご説明させていただきます。  
資料４をご覧ください。

令和６年４月１日に「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が施行され、これまで、地域包括支援センターに配置する職員については常勤・専従と定められておりましたが、地域包括支援センター運営協議会において第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができること、柔軟な職員配置を可能とする改正が行われました。

本条例では、第１号被保険者の数が6,000人未満については省令に規定する基準のとおりとし、6,000人以上である場合に置くべき職員数を市独自に定めております。

今回の改正に伴い、6,000人以上である場合に置くべき職員数についても、柔軟な職員配置を可能とするよう改正するもので、６月議会へ上程しております。

議会において、採択されましたら、門真市地域包括支援センター受託法人に条例の改正について通知予定です。

今後、受託法人より、常勤換算方法による職員配置について相談がありましたら、本運営協議会でご協議いただくこととなります。

議題（２） 条例改正についての説明は以上でございます。

**岡田会長：**

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

**岡田会長：**

それではないようですので、次に、議題（３）の「地域包括支援センター活動計画について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局：**

それでは、議題（３）地域包括支援センター活動計画について、ご説明させていただきます。

資料５-１及び５-２差し替え分をご覧ください。

令和５年４月１２日開催の第２回門真市地域包括支援センター運営協議会において承認されました門真市地域包括支援センター運営基本方針に基づき、より具体的に、令和６年度地域包括支援センター活動方針を作成いたしました。

この活動方針に基づき、各地域包括支援センターにおいて、地域の実情に応じた活動計画を立て、今年度の事業を実施いたします。

まず、令和６年度地域包括支援センター活動方針につきまして、ご説明いたします。

１．包括的支援事業として、

総合相談支援業務では、さまざまな課題を抱える高齢者について、３職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく初期対応を行い、適切な機関や制度等につなげることや、総合相談支援の窓口として地域包括支援センターの認知度の向上に努めます。

権利擁護業務については、判断能力が不十分な高齢者やその家族等からの金銭管理等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行います。高齢者虐待については、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、事実確認を行い、虐待の事実を客観的に見定め、市と連携のもと適切な支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、支援困難事例への指導・助言、自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントへの助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行うとともに、介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検

討会や研修会等を実施いたします。

地域ケア会議推進事業については、積極的に個別地域ケア会議を開催し、ケースに関する多職種の関係者を集め、包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員のサポートを行うと共に、地域のネットワークの強化・推進を行います。また、介護予防地域ケア会議に参画し、総合事業の建付け等について市やリハビリテーション専門職等と共に検討いたします。

## 2. 一般介護予防事業として、

介護予防把握事業では、対象者自らが心身の状況を理解するために、基本チェックリストを実施し、必要に応じて通いの場や介護予防サービス等の適切なサービスにつなげます。

介護予防普及啓発事業では、様々なテーマの介護予防教室を開催し、正しい介護予防の知識の普及啓発を行うとともに、介護予防教室の新規参加者を増やすために、周知方法や開催日時・場所などの創意工夫を行います。

地域介護予防活動支援事業では、通いの場が少ない地域を中心に生活支援コーディネーター等と協力し、通いの場の立ち上げ支援を行うとともに、通いの場が継続できるように必要に応じて助言等を行い、モチベーション維持のために、体力測定やリハビリテーション専門職の派遣調整を行います。

## 3. 認知症総合支援事業として、

認知症初期集中支援事業では、門真オレンジチーム員を配置し、適切な医療や介護サービスにつながっていない高齢者を把握し、チーム員会議において発動相談を積極的に行うとともに、門真オレンジチームの周知・啓発を行います。

認知症地域支援・ケア向上事業では、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、担当の地域に認知症カフェを1か所以上開設できるよう、立ち上げ支援等を行います。また、認知症ケアパスの改訂作業及び認知症ケアパスの普及啓発を行います。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業では、原則、地域包括支援センターごとの認知症サポーターステップアップ講座の開催や、認知症サポーターステップアップ講座の修了生が認知症に関する取り組みを行っている団体へ参加ができるよう、サポート等を行います。

## 4. 任意事業として、

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成するための講座を開催する際には、非活動のキャラバン・メイトとペアになり、開催をいたします。また、家族介護者のQOLの向上を目的に、健康相談や介護者交流会、家族介護教室等を開催し、介護・福祉サービスや介護休暇制度等の情報提供等を行います。

す。

#### 5. 介護予防ケアマネジメント事業として、

要支援者及び事業対象者に対して、主体的な取り組みができるよう、元気はつらつ教室の利用促進に加えて、住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行います。リハビリテーション専門職同行訪問事業の対象拡充に伴い、地域の介護支援専門員への自立支援の普及啓発を行います。介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されるよう、センターが適宜関与いたします。

資料5-3 差し替え分をご覧ください。

令和5年度の各地域包括支援センターの相談内容別集計表となります。

全体の相談件数は16,686件で、令和4年度と比較して、微増ではありますが約200件増加しており、総合相談の窓口として、地域包括支援センターの認知度が高まってきていると考えております。

資料5-4をご覧ください。

令和6年度地域包括支援センター活動計画書になります。

一番左が事業の内容、次に市の目標値、その次が各包括の令和5年度実績と令和6年度の活動計画になります。

市の目標値につきましては、令和5年度までの各包括の実績や仕様書の内容等を勘案し、決めました。

各包括の活動計画書を比較し、それぞれの包括が重きを置いて取り組んでいる内容や目標値を報告させていただきます。

第1地域包括支援センターにおいては、ネットワーク会議を27回開催、参加者数200名を目標と定めております。定期的に圏域内のケアマネジャーとの連携会議を実施しており、ケアマネジャーが何かあれば相談できる体制づくりやケアマネジャー同士の横のつながり作るために取り組んでおります。

第2地域包括支援センターにおいては、介護予防教室や出前講座を40回開催、参加者数500人を目標と定めております。第2地域包括支援センターは門真市立公民館やイズミヤを拠点として、精力的に介護予防教室を開催しており、多くの方が参加されており、適切な介護予防に関する知識の普及啓発に力を入れております。

第3地域包括支援センターにおいては、介護者家族交流会（立上及び開催支援）を12回開催、参加者数30人を目標と定めております。テーマに沿ったミニ講座や個別相談等を行う介護者ふれあいサロンを開催し、家族介護者同士が交流を図り、家族介護者の介護負担軽減等に取り組んでおります。

第4地域包括支援センターにおいては、通いの場へのリハ職等の派遣回数を

20回、参加者数200人を目標と定めております。いきいき百歳体操を実施している通いの場に定期的にリハビリテーション専門職を派遣し、体力測定やその評価を行い、モチベーションアップにつなげております。

第5地域包括支援センターにおいては、認知症のボランティア等養成及び活動支援回数を40回、参加者数80人を目標としております。毎週ゆめ伴プロジェクトが開催している「れんかファーム」や「れんかサロン」に包括職員が参加し、認知症の方やその家族の方への、地域の見守り体制の構築に取り組んでおります。

議題（3）地域包括支援センター活動計画についての説明は以上でございます。

**岡田会長：**

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

**永井委員：**

資料5-2（差し替え分）の3. 認知症総合支援事業の認知症地域支援・ケア向上事業にある、認知症カフェについてですが、担当の地域に認知症カフェを1つ以上開設というのは、各地域包括支援センターごとに1か所、ということでしょうか。

資料5-4の認知症総合支援事業にある、認知症カフェ（立上げ及び開催支援）の計画ですが、第1包括は1回、第2包括1回、第3包括12回、第4包括1回、第5包括6回とばらつきがありますが、1つの地域包括支援センターで1か所の認知症カフェでは少ないように思いますが、そのような計画でしょうか。

**事務局：**

1か所以上と定めており、現状より増やしてもらう活動方針になっております。

ただ、なかなか担い手が少なく、新規の立ち上げが難しい部分がありますので、今ある認知症カフェの支援と、できる限り新規の認知症カフェを増やすような取り組みを行ってもらう方針です。

**永井委員：**

今あるところと、もう1か所ずつ立ち上げてもらおうということですね。

資料5-4の活動計画に記載されている第3包括の12回というのは、他の包括の1回と比べてかなり頑張っておられるということでしょうか。

**事務局：**

数のカウントの仕方にばらつきがあり申し訳ございません。包括の運営法人が運営しているところでも、月に1回程度開催されておりますので、1か所というカウントになっていると思われま

す。もう一度確認し、回数と人数に統一し、資料を訂正いたします。

**永井委員：**

わかりました、ありがとうございます。

もう一点、資料5-3の相談内容 相談別集計表についてです。地域性や人口の違いはあると思いますが、すごくばらつきがあると思

いました。例えば、上から2番目「日常生活に関する相談」は、第3包括は107に対して第4包括は565、上から8番目の、私たちが相談する「介護支援専門員支援に関する相談」は、第3包括は2件に対して第4包括は75件、下から5番目の「家族介護者に関する相談」は、第4包括だけが20件など。基準が各包括によって違うのでばらつきがあるのか、基準は同じだがこのような結果になっているのか、いかがでしょうか。

**事務局：**

今のシステムに相談入力をする際、この相談内容はこの項目で入力するというマニュアルがございませんので、各包括でばらつきはあ

ると思われま

す。また、複合的な内容の相談の場合、どの項目に入力するのも各包括でばらつきがあると思われま

**岡田会長：**

そこは標準化しないと、評価をするときに「ばらつきがあります」と言われると、評価が難しくなります。

資料作成において、創意工夫いただきたい点として、各圏域の人口比率や高齢化率によっても相談内容が変わってくる可能性がありますので、そのデータも併記することで、相談件数が本当に少ないのか、高齢者人口が少ないからなのかなど、検討できると思

います。1件の数え方については、どの包括も標準化して同じ基準で数えないと議論

のしようがないと思います。

**岡田会長：**

他にはございますでしょうか、よろしいでしょうか。それでは次に参ります。  
議題（４）の「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局：**

資料６の地域包括支援センター運営協議会スケジュールをご覧ください。  
本運営協議会の開催回数は、本日を含めて計３回を予定しており、次回は令和６年１０月３１日木曜日を予定しております。会議の時間はいずれの日にも本日より同日午後２時開始の予定でございます。皆様ご多用かと存じますが、スケジュールのご調整等、ご協力をよろしくお願いいたします。  
次回につきましては、各センターの令和５年度決算及び令和６年度運営状況の点検・評価についてご審議いただく予定としております。  
その次、第３回は、令和７年２月頃の開催を予定しており、令和７年度のセンターの活動方針についてご審議いただく予定としております。  
なお、第３回の日程につきましては、令和６年１０月頃に調整予定としており、少し先になりますが、委員の皆様には、決まり次第メール等でご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
今後のスケジュールにつきましては、以上でございます。

**岡田会長：**

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**岡田会長：**

では、最後に、次第６「その他」としまして、事務局よりお願いします。

**事務局：**

はい、「その他」としまして、連絡事項を２点申し上げます。  
まず、本日の運営協議会の議事録についてですが、２週間以内に作成し、市HP及び市役所別館１階の市情報コーナーでの公表を予定しております。皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思います。議事録の案を作成次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。  
次に、次回の運営協議会は、先ほどのスケジュールでもご説明しました通り、

令和6年10月31日木曜日午後2時からを予定しております。開催通知につきましては、準備が整い次第メールまたは郵便にてお送りいたしますので、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

**岡田会長：**

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

改めまして、本日の会議におけるこれまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**岡田会長：**

ほかにご意見、ご質問等ないようですので、それでは、本日の第1回門真市地域包括支援センター運営協議会は、これをもちまして終了とさせていただきます。

委員の皆様方、本日はご協力いただき、ありがとうございました。お疲れ様でございました。

**事務局：**

ありがとうございました。